平成２４年（フ）第２７７号
岡山市北区平野574番地７　コーポやすのり101号
債務者　山本　卓司
1　決定年月日時　平成24年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月７日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７１７１号
東京都世田谷区深沢３丁目26―22　ホームタウン深沢Ｂ101
債務者　岡部　裕子
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７１８１号
東京都江東区東陽３丁目６―10―402
債務者　木下　圭介
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７２０１号
東京都江戸川区一之江８丁目15―１―805
債務者　秋山　美章
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７２０２号
東京都江東区大島２丁目20―16―503
債務者　長屋　絵美
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７２１４号
東京都墨田区亀沢１丁目４―１―303
債務者　川口　義江
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７２１５号
神奈川県藤沢市高倉2399―１―103
債務者　武井　新悟
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７２７１号
東京都多摩市永山３丁目１―１―206
債務者　笠原　一輝
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７２８２号
東京都練馬区光が丘７丁目７―４―204
債務者　櫻井　一彦
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７２８３号
東京都練馬区光が丘７丁目７―４―204
債務者　櫻井美代子
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７２９１号
東京都足立区加平１丁目20―１―101
債務者　北浦　將臣
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７２９５号
東京都板橋区前野町２丁目４―９―201
債務者　及川　晶也
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７３０４号
東京都江東区亀戸７丁目４―９―15
債務者　末房　晶子（旧姓原）
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７３０５号
東京都葛飾区新宿４丁目25―５―302
債務者　鈴木美子こと　金　　遺順
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７３１２号
東京都東久留米市滝山７丁目16―17―103
債務者　土居　良英
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７３１４号
東京都世田谷区成城１丁目28―５―203
債務者　望月眞壽美
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部